

平成17年国勢調査の実施について

今年、国勢調査の実施の年に当たります。国勢調査は、人口と世帯に関する国の最も基本的な統計調査で、大正9年（1920年）以来5年ごとに行われています。

今回の調査は、その18回目に当たり、日本国内の人口、世帯、産業構造などの現在の状況を地域別に明らかにすることによって、国や地方公共団体における各種行政施策を立案するための重要な基礎資料を得ることを目的として実施されます。

本市では、調査を円滑に実施するため、5月1日付けで、札幌市および各区に実施本部を設置します。

1 平成17年国勢調査の主な特徴

今回の国勢調査は、生産年齢人口（15～64歳）の減少など社会・経済情勢が大きく変化しつつある時期に実施されるため、人口の転換期にある社会の最新の実態が明らかになります。

そして、この調査から得られる統計データの中でも、以下については特に、今後の国および地方公共団体における各種行政施策を推進する上で、欠くことのできない重要な統計データになるものと各方面から強く期待されています。

高齢化の進行や出生率の低下等を明らかにする男女・年齢に関する統計データ
世帯規模の縮小化や単身世帯の増加等を明らかにする世帯類型に関する統計データ
雇用環境の変化等を明らかにする就業状態に関する統計データ

2 調査の概要

(1) 調査の期日

平成17年10月1日（土）午前0時現在です。

(2) 調査の対象

日本に常住するすべての人が調査の対象となります。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）および外国の軍隊の軍人・軍属とその家族は除きます。

調査対象となる世帯数は、全国では4900万世帯、札幌市内では約86万世帯と見込まれます。

(3) 調査の方法

国勢調査員が世帯ごとに調査票を配布し、後日、世帯を再訪問の上、記入済みの調査票を取集することにより行います。

市内で従事する国勢調査員数は、約1万5千人と見込まれます。

(4) 調査の日程（調査期日前後）

9月20日～22日： 国勢調査員が担当区域を確認しながら、各世帯にパンフレット『国勢調査についてのお知らせ』を配布します。
9月23日～30日： 国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票等を配布し、記入を依頼します。
10月1日～10日： 国勢調査員が各世帯を再訪問し、世帯に記入していただいた調査票を受け取ります。

(5) 調査項目

平成17年国勢調査は、統計法により簡易調査と規定されていますので、大規模調査であった前回調査よりも調査項目が5項目少ない17項目となります。

調査項目		12年調査 (大規模調査)	17年調査 (簡易調査)
世帯員に関する項目	1	氏名	
	2	男女の別	
	3	出生の年月	
	4	世帯主の続柄	
	5	配偶の関係	
	6	国籍	
	7	現住居での居住期間	-
	8	5年前の住居の所在地	-
	9	在学、卒業等教育の状況	-
	10	就業状態	
	11	就業時間	
	12	所属の事業所の名称及び事業の種類	
	13	仕事の種類	
	14	従業上の地位	
	15	従業地又は通学地	
	16	従業地又は通学地までの利用交通手段	-
世帯に関する項目	17	世帯の種類	
	18	世帯員の数	
	19	家計の収入の種類	-
	20	住居の種類	
	21	住宅の床面積	
	22	住宅の建て方	

網掛けの部分は、簡易調査と規定されている平成17年調査では、調査しない項目です。

(6) 速報集計結果の公表

- ・札幌市の公表時期：12月下旬を予定（小地域別男女別人口および世帯数）
- ・国の公表時期：12月下旬の見込み(市区町村別男女別人口および世帯数)

3 実施本部の設置

国勢調査の実施に当たり、本市では、庁内の協力体制を確立し調査を円滑に実施するため、平成17年5月1日付けで、加藤副市長を本部長とする「平成17年国勢調査札幌市実施本部」を、また、各区においても、各区長を本部長とした区の実施本部を設置する準備を進めています。

この実施本部の発足により、平成17年国勢調査に向けた本格的な実施体制が整えられます。

問い合わせ先：市民まちづくり局 企画部 統計課 電話211-2187